

石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認
(論点と対応の方向性)

1 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認の実施

➤取り残しの有無、除去作業が計画どおりに終了したことの確認を行うよう定める必要があるのではないか。

- ・ 都道府県等が実施する除去完了時の立入検査では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されている。
- ・ 石綿含有建材(特定建築材料及びその他の石綿含有建築材料)の除去等作業において、建材の除去作業後も建材の取り残しがあった場合や建材の除去作業中に適切な飛散防止措置を実施しなかった場合に、建材の除去等作業及び解体等工事に伴い石綿が飛散するおそれがある。
- ・ 石綿含有建材の除去が適切に終了したことの確認には、①石綿含有建材の除去の施工が適切であったこと、②石綿含有建材の取り残しがないこと、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する記録が必要である。
- ・ 完了確認の実施者は、都道府県又は受注者・自主施工者が考えられるが、石綿含有建材の除去作業数は年間約10万件～34万件と想定されること、都道府県等の行政リソースにも一定の限度があること、都道府県等には解体等現場へのより積極的かつ幅広い立入検査等の現場確認を求めていくことを考慮し、地域の実情に応じて現場での石綿飛散防止に力点を置いた制度設計を可能とすることが効果的である。

＜対応の方向性＞

- ・ 石綿含有建材の除去作業の完了に際しては、石綿含有建材の取り残しがないことや飛散防止措置が適切に行われ、除去作業が計画どおりに終了したことを確認し、記録するよう、受注者及び自主施工者に対して義務付ける必要があるのではないか。

2-1 適切な履行の担保(完了確認結果の記録及び保管の義務付け)

➤確認の適切な履行を担保する方策を定めるべきではないか

- ・ 現行法では、特定建築材料の除去等工事において、隔離内における適切な負圧管理の実施を確認するため、集じん・排気装置の正常稼働の確認、作業場及び前室の負圧の確認並びに除去作業初日の作業開始時に集じん・排気装置の排気口にて行った粉じん測定結果については、記録を作成し、工事完了まで保存することを義務付けている。
- ・ 除去作業が計画どおりに行われたことの確認は、作業基準に係る記録を残すことで確認することが可能となる。

＜対応の方向性＞

- ・ 除去作業完了時に除去作業が計画どおり適切に行われたことを確認するため、実際に作業を行う事業者に対し石綿含有建材の除去作業及び石綿飛散防止措置について、写真等を活用し記録することを義務付けるべきではないか。
- ・ 石綿含有建材の除去作業及び石綿飛散防止措置の記録は、除去作業現場の管理者(管理技術者、作業主任者、石綿作業主任者等)が作成し、除去作業終了時を含め、適宜、受注者及び自主施工者がその記録を確認することにより、除去作業が計画どおりに行われていることを確認することとすべきではないか。
- ・ 記録項目や確認すべき事項の詳細は、マニュアルで具体的に示すべきではないか。

2-2 適切な履行の担保(完了確認の方法の規定、完了確認を行う者の要件)

- ・ 石綿含有建材の除去の見落としを防止するためには、一定の知識を持った者が、目視等により建材の見落としの有無を確認することが考えられる。
- ・ 石綿飛散防止対策マニュアルにおいて、除去作業が計画どおり適切に行われたことを確認するチェックシートを示しているが、マニュアルに基づく指導には強制力がなく、実施を求めることに一定の限界がある。
- ・ 隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合、隔離を解く前に特定建築材料の取り残しがないこと、石綿繊維の飛散がないことが適切に確認されなければ、隔離を解いた際に石綿が周囲に飛散することが懸念される。

<対応の方向性>

- ・ 石綿除去作業が終了した際には、受注者及び自主施工者に対して、除去作業現場と事前調査の結果とを照らし合わせ、石綿の取り残しがないこと及び除去作業が計画どおり行われたことを確認させること(完了確認)を義務付けるべきではないか。
- ・ 石綿の取り残しがないことの確認は、事前調査を実施する者と同等の知識を有する者が行うことを義務付けるべきではないか。
- ・ 隔離を実施した場合、受注者及び自主施工者に対して隔離を解く前に上記確認に加え、集じん・排気装置の十分な稼働や清掃の実施等によって、作業場内の石綿濃度が十分に低下したことを確認することとするべきではないか。確認方法については、具体的にマニュアルに示すべきではないか。

2-3 適切な履行の担保(完了確認の報告)

- 特定粉じん排出等作業に該当する場合は、解体等工事の発注者が都道府県等に特定粉じん排出等作業届出を行うことが義務付けられていることを考慮すると、石綿含有建材の除去作業が計画どおりに行われたことを発注者においても把握できるようにすることが適切であると考えられる。
- また、石綿含有建材の除去作業時における石綿の飛散防止措置が適切に行われたことを受注者及び自主施工者がしっかりと確認したことを都道府県等による立入検査等において確かめることができるよう、作業記録の確認の結果を一定期間保存することを受注者及び自主施工者に義務付けることも考えられる。

<対応の方向性>

- 完了確認の結果(除去作業中の記録及び石綿の取り残しがないことの確認)について、受注者が発注者に報告することを義務付けるべきではないか。
- 除去作業が適切に実施されたことを、都道府県等が事後の立入検査等でも確認できるようにするため、受注者及び自主施工者に対して完了確認の結果の記録を一定期間保存することを義務づけるべきではないか。

(参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ

